

福祉と司法をつなぐ

助っ人弁護士制度



助っ人弁護士制度は、福祉の支援を必要とする方々が抱える困りごとについて、弁護士から法制度や相談窓口のご紹介(情報提供)をさせていただく制度です。

※ ご利用いただけるのは支援者のみとなります(本人は不可)。

弁護士による法制度・相談窓口の情報提供

面談 | 無料

(第2, 第4水曜午前中)

ご予約

松江市くらし相談支援センター(0852-60-7575)

平日9:00~12:00 13:00~17:00(祝日・年末年始除く)

情報提供

常勤弁護士



日本司法支援センター
法テラス

支援者の方々



司法による支援が必要な方

- 松江市内の弁護士をご紹介します。
- 無料法律相談(*)を受けていただくこともできます。

弁護士が支援者と面談のうえ、
法制度・相談窓口をご紹介します。

* 相談者ご本人の収入・保有資産が一定額以下の方は、民事法律扶助制度を利用して無料の法律相談を受けることができます。詳しくは法テラス島根法律事務所までお問い合わせください。

弁護士による電話での情報提供

電話 | 無料

(平日9:00~17:00)

法テラス島根法律事務所へ支援者から直接お電話していただき、
「助っ人弁護士を利用したい。」とお伝え下さい。

050-3383-5498

平日 9:00~12:00 13:00~17:00(祝日・年末年始除く)

お問い合わせ先

松江市くらし相談支援センター TEL 0852-60-7575

法テラス島根法律事務所 TEL 0503383-5498

【営業時間】 平日9:00~17:00

助っ人弁護士に寄せられた事例のご紹介

高齢者虐待のケース

- 息子による年金の使い込みがあり、サービスの利用料金も払えなくなってしまった事例。
- 関係機関から問い合わせがあり、助っ人弁護士で助言。
- 本人申立てにより、スタッフ弁護士が保佐人に就任。
- 弁護士が年金振込先口座を管理することで、サービス利用料を払うことができるようになった。

多額の債務を抱えたケース

- 事業に失敗し、多額の債務を抱えるに至った事例。
- 助っ人弁護士を利用し、数十か所に及ぶ支払い先について債務整理の方法を比較検討。
- 検討の結果に基づき、ご本人が弁護士に依頼され、自己破産により大部分の債務を整理できた。

相談先がわからないケース

- 相談者の悩みについて、どこに相談したらよいかわからない事例。
- 助っ人弁護士でお問い合わせいただき、司法の窓口(弁護士会の法律相談、経済的に余裕がない方向けの法テラスの無料法律相談)をはじめ、ご本人にあった適切な機関をご紹介した。

支援者が判断に迷われたケース

- 亡くなった父親に多額の借金があったケース。
- 支援者からのお問い合わせをうけて、「相続放棄」の概要をご紹介。
- 支援者が自信をもってご本人に方針を伝えることができた。

(お問い合わせ)

松江市暮らし相談支援センター TEL 0852-60-7575

法テラス島根法律事務所 TEL 0503383-5498

【営業時間】 平日9:00~17:00